（公聴会）

第十七条　憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2　憲法改正原案については、前項の公聴会を開かなければならない。

3　参議院規則第六十二条から第六十五条まで及び第七十条の規定は、第一項の公聴会について準用する。

（参考人）

第十八条　憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の秩序保持）

第十九条　委員が憲法審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

第二十条　会長は、憲法審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

（懲罰事犯の報告等）

第二十一条　会長は、憲法審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2　参議院規則第二百三十七条の規定は、憲法審査会における懲罰事犯について準用する。

（会議の公開及び傍聴）

第二十二条　憲法審査会の会議は、公開とする。ただし、憲法審査会の決議により非公開とすることができる。

2　会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

（会議録）

第二十三条　憲法審査会においては、その会議録を作成する。

2　会議録は、会長又は当日の会議を整理した幹事がこれに署名し、議院に保存する。

3　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

4　会議録は、印刷して各議員に配付する。ただし、第十九条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

5　参議院規則第百五十六条から第百五十八条までの規定は、会議録について準用する。

（合同審査会）

第二十四条　憲法審査会が衆議院の憲法審査会と合同審査会を開く場合は、会長が衆議院の憲法審査会の会長と協議した後、その決議をしなければならない。

（事務局）

第二十五条　憲法審査会の事務を処理させるため、憲法審査会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

（準用）

第二十六条　参議院規則第二十四条第三項、第二十八条第二項、第二十九条の二、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十一条、第四十二条の二から第四十三条まで、第四十五条、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第七十二条から第七十二条の四まで、第七十七条、第百四条第一項、第百五条から第百七条まで、第百八条、第百十八条第一項、第百二十八条、第百二十九条、第百三十二条、第百六十六条、第百六十八条、第百七十条から第百七十二条まで、第百七十五条の二、第百七十九条、第二百三十一条並びに第二百三十四条の規定は、憲法審査会について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条第三項及び第二十九条の二	法律案	憲法改正原案又は法律案
第五十三条第一項	案件の審査又は調査	法律案の審査
第七十二条第三項	国会法第五十七条の三	国会法第百二条の九第一項において準用する同法第五十七条の三
第七十二条の三	又は調査を終らなかつた案件	を終わらなかつた法律案

（細則）

第二十七条　この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める。

附　則

1　参議院憲法調査会規程の廃止

参議院憲法調査会規程（平成十一年七月二十六日議決）は、廃止する。

2　参議院政治倫理審査会規程の一部改正

参議院政治倫理審査会規程（昭和六十年十月十四日議決）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは調査会長」を「、調査会長若しくは憲法審査会の会長」に改める。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、五月十八日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号及び第二十四条第十一号中「憲法調査会」を「憲法審査会」に改める。

附　則

この規程は、平成二十三年五月十八日から施行する。

参議院憲法審査会事務局規程

参議院憲法審査会事務局規程は、五月十八日次のとおり決定された。

参議院憲法審査会事務局規程

（所掌事務）

第一条　憲法審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　憲法審査会の所管に係る調査及び資料の作成に関すること。

二　憲法審査会の会議に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、憲法審査会の庶務に関すること。

2　前項第三号に掲げる事務の一部は、事務総長の定めるところにより、参議院事務局の他の部課室が行うこととすることができる。

（事務局次長）

第二条　事務局に、事務局次長を置く。

2　事務局次長は、事務局長を助け局務を整理し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

（課の設置等）

第三条　事務局に、総務課を置く。

2　総務課は、第一条第一項第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

（課長）

第四条　総務課に、課長を置く。

2　課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

（主査）

第五条　事務局に、主査を置く。

2　主査は、上司の命を受け、第一条第一項第一号に掲げる事務に従事する。

（事務局長の任命等）

第六条　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事の中からこれを命ずる。

2　事務総長は、前項に定めるところによるほか、顧問及び客員調査員を委嘱することができる。

（組織の細目）

第七条　前各条に定めるもののほか、事務局の組織の細目は、事務総長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十三年五月十八日から施行する。

（参議院日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局の組織に関する件の廃止）

2　参議院日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局の組織に関する件（平成十二年一月二十日事務総長決定）は、廃止する。

辞令

（日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局長）参議院参事　情野　秀樹

憲法審査会事務局長を命ずる

（日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局次長）同　森本　昭夫

憲法審査会事務局次長を命ずる